

平成26年9月19日

## 第2回弁済について —訴訟の進捗状況—

更生会社TFK株式会社  
管財人 小畑 英一

平成25年8月13日のニュースリリースにおいて、更生計画に規定する第2回（最終）弁済に向けた訴訟の進捗状況についてお知らせいたしましたが、前回のリリース以降の状況についてお知らせいたします。

第2回（最終）弁済は、各訴訟が終了し、回収が完了した後に実施するため、なお2年程度の期間を要すると見込んでおります。

債権者各位におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1 更正すべき理由がない旨の通知処分の取消等請求事件

【相手方】 国

【請求金額】 約2374億6400万円

【訴訟の内容】 利息引き直し計算および債権調査の結果、更生会社が過去に収受してきた利息制限法所定の利率を超える利息（制限超過利息）が無効であることが法的に確定したことから、過年度に納付した法人税のうち、制限超過利息部分に対応する金額の返還を課税庁に求めて参りました。しかし、課税庁がこの請求を拒絶する処分を行いましたので、法で定められた所定の手続を経て、平成24年4月10日、法人税の還付を求める訴訟を東京地方裁判所に提起いたしました。

（\*）本訴訟の提起につきましては、平成24年4月11日のニュースリリース（「法人税の還付を求める訴訟の提起について」）をご覧ください。

**【進行状況】** 平成25年10月30日に、東京地方裁判所において原告の請求を棄却する判決が言い渡されたことから、更生裁判所の許可を得て、東京高等裁判所に控訴を提起しましたが、平成26年4月23日に控訴を棄却する判決が言い渡されました。

同控訴審判決につきましては、平成26年5月8日のニュースリリース（「上告に関するお知らせ」）でお知らせしましたとおり、更生裁判所の許可を得て、平成26年5月2日に最高裁判所に上告提起及び上告受理申立てを行っており、現在、最高裁判所で審理が行われています。

## 2 配当金返還請求訴訟

**【相手方】** 株主9名（個人株主3名およびその関連法人6社）

**【請求金額】** 約129億4600万円

**【訴訟の内容】** 利息引き直し計算の結果を反映して分配可能額を計算したところ、平成19年3月期から平成22年3月期までになされた配当は、分配可能額が存在しないにもかかわらずなされた配当であることが判明しました。そこで、弁済原資の確保のため、大株主である創業家およびその関連法人に対して、上記期間になされた配当金の返還を求める訴訟を、平成23年10月5日に東京地方裁判所に提起いたしました。

（\*）本訴訟の提起につきましては、平成23年10月5日のニュースリリース（「旧役員等及び大株主への訴訟の提起について」）をご覧ください。

**【進行状況】** 平成25年3月28日に、東京地方裁判所において原告の請求を棄却する判決が言い渡されたことから、更生裁判所の許可を得て、平成25年4月9日に東京高等裁判所に控訴を提起しました。

平成25年9月11日のニュースリリース（「訴訟の進捗に関するお知らせ」）でお知らせしましたとおり、同日、控訴審において、更生裁判所の許可を得て、被控訴人らから金17億5000万円の解決金を一括で受領することで本件訴訟及び第3項・①の訴訟を終了させる内容の訴訟上の和解が成立したことにより、訴訟手続は終了しております。

### 3 旧役員等に対する損害賠償請求等訴訟（2件）

- 【相手方】 ① 旧代表取締役2名  
② 元会長の相続人7名
- 【請求金額】 ① 約20億2000万円  
② 約2億3000万円
- 【訴訟の内容】 ① 平成22年3月期末の株主への配当に関する旧役員責任追及訴訟  
② 元会長（創業者）による盗聴事件等に関連して更生会社に生じた損害の賠償請求訴訟、および元取締役に支払われた顧問報酬の過大部分についての不当利得返還請求訴訟
- （\*）これら訴訟は、平成23年6月3日に公表した経営責任調査委員会の調査結果に基づくものです。
- 【進行状況】 ①の訴訟については、第2項記載の訴訟上の和解に基づき訴えを取り下げたことにより、訴訟手続は終了しております。
- ②の訴訟については、平成25年5月7日のニュースリリース（「訴訟の進捗に関するお知らせ」）でお知らせしましたとおり、平成25年4月26日に訴訟上の和解が成立したことにより、訴訟手続は終了しております。

### 4 損害賠償請求事件

- 【相手方】 メリルリンチ・インターナショナル外1名
- 【請求金額】 約290億9800万円
- 【訴訟の内容】 更生会社は、金融商品の購入時における説明義務違反等を理由として、平成22年4月28日に、証券会社に対する損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。本更生手続の開始決定により、管財人が同訴訟を引き継ぎました。
- 【進行状況】 平成25年7月19日に、東京地方裁判所において原告の請求を棄却する判決が言い渡されたことから、更生裁判所の許可を得て、平成25年8月1日に東京高等裁判所に控訴を提起しました。
- 平成26年8月27日のニュースリリース（「訴訟の判決に関するお知らせ

せ)でお知らせしましたとおり、控訴審において第一審判決が取り消され、被控訴人らに対して、金145億4905万5773円及びこれに対する平成20年3月18日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを命じる判決が言い渡されました。

同判決につきましては、平成26年9月17日のニュースリリース(「訴訟の進捗に関するお知らせ」)でお知らせしましたとおり、被控訴人らが、平成26年9月10日に最高裁判所に上告提起及び上告受理申立てを行っております。

以 上